申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

<table>
<tr><td colspan="2">許認可等の内容</td><td>使用料の減免</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>新座市行政財産の使用料に関する条例第３条
（使用料の減免）
第３条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。
⑴　国、他の地方公共団体その他公共的団体において、公用若しくは公共用又は公共的活動の用に供するため行政財産を使用するとき。
⑵　災害その他の緊急事態の発生により、行政財産を応急施設として短期間使用させるとき。
⑶　前２号に掲げるもののほか、特に必要と認めるとき。</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部課係名</td><td>財政部管財契約課管財係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">審査基準</td><td>関係条項</td><td>新座市行政財産使用料に関する条例</td></tr>
<tr><td>基準
（未設定の場合はその理由）</td><td>第３条に同じ</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成１７年４月１日設定（平成３１年１月１日最終変更）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">標準処理期間</td><td>標準処理期間
（未設定の場合はその理由）</td><td>総日数　７日</td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>令和２年１２月２８日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>